

重要事項説明書

AIG 損害保険株式会社

(注) 保険申込書への署名または捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

この書面では、企業財産包括保険に関する重要事項(【契約概要】【注意喚起情報】等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

なお、ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。
この書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、「保険の約款(普通保険約款・特約をいいます。以下同様とします。)」に記載しています。必要に応じて取扱代理店・扱者または弊社にご請求ください。
なお、「保険の約款」は、ご契約後に保険証券とともにお届けします。

※ ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

■用語のご説明

用語		ご説明
え	営業収益	「売上高」または「生産高」のいずれかの基準によって定める営業上の収益をいいます。
	営業費用	売上原価または製造原価、一般管理費、販売費等営業に要する費用をいいます。
	営業利益	営業収益から営業費用を差し引いた額をいいます。
か	解除	弊社の意思によって、この保険契約の全部または一部の効力を失わせることをいいます。
	解約	保険契約者の意思によって、この保険契約の全部または一部の効力を失わせることをいいます。
き	協定保険価額	弊社と保険契約者との間で協定した保険の対象の価額をいいます。
け	経常費	事故の有無にかかわらず、営業継続のために支出を要する費用をいいます。
さ	再調達価額(新価)	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
し	敷地内	囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
	失効	この保険契約の全部または一部の効力をその事実が発生した時以降失うことをいいます。
	収益減少額	標準営業収益から補償期間中の営業収益を差し引いた額をいいます。
	収益減少防止費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために補償期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額とします。ただし、 1 (2)③「お支払いする保険金」ア. 財物損害補償(ウ)修理付帯費用保険金として支払われる金額は控除します。
せ	商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
	雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
そ	設備・什器(じゅうき)等	設備、装置、機械、器具、工具、什器(じゅうき)または備品をいいます。
	喪失利益	利益保険金が支払われる事故が生じた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、経常費および事故による損害がなければ計上することができた営業利益の額をいいます。
た	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
と	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
ひ	被保険者	保険の補償を受けられる方をいいます。
	標準営業収益	事故発生直前12か月のうち補償期間に相当する期間の営業収益をいいます。
ふ	風災	台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
ほ	保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
	保険の対象の価額(時価額)	再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をいいます。ただし、保険の対象が貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董(こつとう)、彫刻物その他の美術品の場合は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいい、保険の対象が商品・製品等の場合は、その保険の対象の再仕入価額(注)をいいます。 (注)死蔵品については市場価額を考慮した減額を行います。
ほ	補償期間	保険金支払の対象となる期間であって、特に定める場合を除き、事故が発生した時に始まり、その事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が回復した時に終わります。ただし、補償期間が

用語		ご説明
		約定されている場合は、約定補償期間を超えないものとし、補償期間が約定されていない場合は12か月を限度とします。
や	約定補償期間	保険証券記載の約定補償期間をいいます。
	約定補償割合	保険証券記載の約定補償割合をいいます。
り	利益率	直近の会計年度(1年間)において、次の算式により得られた割合をいいます。 $\text{利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{経常費}}{\text{営業収益}}$ ただし、同期間中に営業損失(営業費用から営業収益を差し引いた額)が生じた場合は、次の算式により得られた割合とします。 $\text{利益率} = \frac{\text{経常費} - \text{営業損失}}{\text{営業収益}}$

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の名称、仕組み

契約概要

① 商品の名称

企業財産包括保険

② 商品の仕組み

企業財産包括保険は、事業者の財産が被る直接損害に加え、利益損失や営業継続に要する費用などの間接損害も補償する保険です。

※ 企業財産包括保険は、一般物件、工場物件、倉庫物件および住宅物件を対象としています。

基本補償	
財物損害補償	事業者の財物が被る損害を補償します。
利益損失補償	事業が休止した場合などに生じた利益損失を補償します。
営業継続費用補償	事業を継続するために支出した追加費用を補償します。
+	
自動的にセットされる特約	
<ul style="list-style-type: none"> ● 企業財産包括保険自動追加特約 ● 戦争危険およびテロリズム補償対象外特約 ● サイバーリスク補償対象外特約 	
+	
ご契約方式に応じてセットされる特約	
1敷地内特殊包括契約特約	③「ご契約方式」ア. 引受けの単位(ア)1敷地内に該当するご契約にセットされます。
複数敷地内特殊包括契約特約	③ア. (イ)複数敷地内に該当するご契約にセットされます。
商品・製品等に関する特約 (通知・精算方式)	③イ. 商品・製品等(イ)通知方式に該当するご契約にセットされます。
+	
ご要望に応じてセットいただける主な特約	
<ul style="list-style-type: none"> ● 地震・噴火危険補償特約(財物損害用) ● 借家人賠償責任・修理費用補償特約 ● 保険の対象の評価に関する追加特約(新価基準) ● 業務用通貨・預貯金証書盗難危険支払限度額増額特約 	
など	

③ ご契約方式

ご契約方式は次のとおりです。詳細については、「保険の約款」をご確認ください。

ア. 引受けの単位

(ア)1敷地内	1つの敷地内に所在する、同一保険契約者または被保険者が所有する全ての物件を包括してご契約いただけます。ただし、商品・製品等については、明記することにより除外することができます。
(イ)複数敷地内	次のいずれかの方式により、対象とする敷地内に所在し、同一保険契約者または被保険者が所有する全ての物件を包括してご契約いただけます。ただし、商品・製品等については、明記

	<p>することにより除外することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●同一保険契約者または被保険者が所有する物件が所在する全敷地内を対象とする方式 ●上記の敷地内のうち「一定の基準^(注)」を満たす全敷地内を対象とする方式 <p>(注)「一定の地域」、「保険契約者の部門」など客観性のある基準をもとに設定します。</p>
--	--

イ. 商品・製品等

(ア)非通知方式	過去1年の商品・製品等の最高在庫価額をもってご契約金額を設定します。敷地内単位に一括してご契約金額を設定できます。
(イ)通知方式	<p>商品・製品等の在庫価額の通知が必要です。また、商品・製品等を補償する継続契約を締結しない場合は精算を行います。</p> <p>ご契約金額は下記により算出した額とします。敷地内単位に一括してご契約金額を設定できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新規契約の場合 直近会計年度における平均在庫価額^(注1) ●継続契約の場合 前契約の保険期間における平均在庫価額^(注2) <p>(注1)次のいずれかにより算出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月末の在庫価額の合計/12 ・各四半期末の在庫価額の合計/4 ・期初と半期末の在庫価額の合計/2 <p>(注2)次のいずれかにより算出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前契約の保険期間の開始日から10か月間の月末の在庫価額の合計/10 ・前契約の保険期間の開始月および前契約の保険期間の開始日から3・6・9か月目の月末の在庫価額の合計/4 ・前契約の保険期間の開始月および前契約の保険期間の開始日から6か月目の月末の在庫価額の合計/2

(2) 基本となる補償、保険の対象およびご契約金額の設定方法等

- ① 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

ア. お支払いの対象となる事故

お支払いの対象となる事故は次のとおりです。セットする特約によっては保険金をお支払いできない事故がありますので、詳細については、「保険の約款」をご確認ください。

お支払いの対象となる事故	基本補償		
	財物損害補償	利益損失補償	営業継続費用補償
(ア) 火災、落雷、破裂・爆発	○ ^(注1)	○	○
(イ) 風災・雹災(ひょうさい)・雪災	○ ^{(注2)(注3)}	○ ^(注2)	○ ^(注2)
(ウ) 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災	○ ^(注2)	○ ^(注2)	○ ^(注2)
(エ) 電氣的・機械的事故	○ ^{(注2)(注4)}	○ ^{(注2)(注4)}	○ ^{(注2)(注4)}
(オ) (ア)～(エ)以外の不測かつ突発的な事故	○ ^(注2)	○ ^(注2)	○ ^(注2)
(カ) 不測かつ突発的な原因によって電気、ガス、水道、電話などの供給・中継が中断または阻害された場合	—	○	○

(注1)原則として必須の補償となります。

(注2)(イ)～(オ)については、選択して外すことができます。

(注3)敷地内ごとに、損害の額が20万円以上となった場合にお支払いします。

(注4)電氣的・機械的事故については、次の事故によって生じた損害・損失等を補償します。

建物付帯設備の電氣的・機械的事故	保険の対象の建物または屋外設備・装置に付帯された機械・設備・装置のうち、建物または屋外設備・装置の機能を維持するための機械・設備・装置に発生した電氣的事故または機械的事故
工場内受配電設備の電氣的・機械的事故	工場(作業場)敷地内に設置されている受配電設備に発生した電氣的事故または機械的事故

イ. 保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳細については、「保険の約款」をご確認ください。

- (ア) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (イ) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (ウ) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震火災費用保険金はお支払いします。)
- (エ) 核燃料物質またはそれによって汚染された物の有害な特性またはその特性による事故
- (オ) 保険の対象の欠陥
- (カ) 保険の対象の自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、腐食、ひび割れ、剥がれその他類似の事由によりその部分に生じた損害
- (キ) 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- (ク) 冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調または機能停止による温度変化によって生じた損害
- (ケ) ア(オ)の事故が発生した場合において、国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- (コ) ア(オ)の事故が発生した場合において、保険の対象である動産を加工または製造することに起因して、その動産に生じた損害(加工または製造に使用された機械、設備または装置等の停止によってその動産に生じた損害を含みません。)
- (サ) ア(オ)の事故が発生した場合において、保険の対象に対する修理、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- (シ) ア(オ)の事故が発生した場合において、検品、棚卸しの際に発見された数量の不足による損害(不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます。)
- (ス) 国または公共団体による法令等の規制によって生じた利益損失・営業継続費用
- (セ) 保険の対象および構外ユーティリティ設備の復旧または営業の継続に対する妨害によって生じた利益損失・営業継続費用

② 保険の対象(お支払いの対象となる物)

契約概要

基本補償の保険の対象(お支払いの対象となる物)は、次のとおりです。

詳細については、「保険の約款」をご確認ください。

基本補償	お支払いの対象となる物(保険の対象)
ア. 財物損害補償	事業者の所有、使用または管理する財物(建物、設備・什器(じゅうぎ)等、商品・製品等、屋外設備・装置)を対象とします。 ^(注1) ただし、次の物を除きます。 ●家財 ●動物または植物 ●走行範囲が敷地内に限定されない自動車 ^(注2) ●航空機または船舶 ●データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物 など
イ. 利益損失補償 ウ. 営業継続費用補償	(ア) 保険証券記載の建物または構築物 (イ) 敷地内 ^(注4) にある被保険者の占有する建物、動産など (ウ) 敷地内 ^(注4) に所在する建物または構築物のうち、他人が占有する部分 (エ) 敷地内 ^(注4) に所在する建物または構築物に隣接するアーケードまたはそのアーケードに接する建物または構築物 (オ) 敷地内 ^(注4) に所在する建物または構築物に通じる袋小路およびそれに面する建物または構築物

(注1) 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(こつとう)、彫刻物その他の美術品は、保険申込書に明記しないと保険の対象となりません。同様に明記しないと保険の対象にならないものについては、「保険の約款」をご確認ください。

(注2) 自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車^(注3)を除きます。

(注3) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第3項に定める原動機付自転車(総排気量が125cc以下または定格出力が1.00kW以下の二輪車など)をいいます。

(注4) イ(ア)の建物または構築物の所在する敷地内をいいます。

③ お支払いする保険金

契約概要

注意喚起情報

お支払いする保険金および保険金の額は、次のとおりです。詳細については、「保険の約款」をご確認ください。

ア. 財物損害補償

お支払いする保険金	お支払いする場合	お支払いする保険金の額
(ア) 損害保険金	①ア(ア)～(オ)の事故によって保	●ご契約金額 ^(注1) が保険価額 ^(注2) 以上の場合

お支払いする保険金	お支払いする場合	お支払いする保険金の額
	險の対象に生じた損害に対してお支払いします。	<p>損害の額^(注3)(保険価額^(注2)を限度とします。)</p> <p>●ご契約金額^(注1)が保険価額^(注2)を下回る場合</p> $\text{損害の額}^{(注3)} \times \frac{\text{ご契約金額}^{(注1)}}{\text{保険価額}^{(注2)}}$ <p>損害保険金の額は、上記によって算出した額から補償の種類ごとに設定された保険証券記載の免責金額(自己負担額)を差し引いた額とします。</p> <p>なお、保険証券の免責金額(自己負担額)欄に記載がない場合は、免責金額(自己負担額)は適用されません。ただし、支払限度額が設定されている場合は、その額を限度とします。</p> <p>(注1) 損害が生じた敷地内の保険の対象の協定保険価額の合計額とします。</p> <p>(注2) 損害が生じた敷地内の保険の対象の価額の合計額とします。</p> <p>(注3) 損害が生じた保険の対象を修理することができる場合には、保険価額を限度として、次の算式によって算出した額を損害の額とします。また、保険の対象の全部が滅失した場合などにおける損害の額は、保険価額とします。</p> $\text{損害の額} = \text{修理費} - \left(\text{修理によって保険の対象の価額が増加した場合、その増加額} \right) - \left(\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額} \right)$ <p>※1 業務用通貨、預貯金証書の盗難については、1回の事故につき、1敷地内ごとに、業務用通貨は30万円、業務用預貯金証書は300万円または設備・什器(じゅうき)等のご契約金額のいずれか低い額を補償の限度とし、損害の額を損害保険金として支払います。</p> <p>※2 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(こつとう)、彫刻物その他の美術品の盗難については、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円を限度とし、損害の額を損害保険金として支払います。</p>
(イ) 残存物取片づけ費用保険金	①ア(ア)～(オ)の事故によって損害保険金が支払われる場合、損害を受けた保険の対象の取りこわし費用などをお支払いします。	残存物の取片づけに必要な実費 損害保険金の10%を限度とします。
(ウ) 修理付帯費用保険金	①ア(ア)～(オ)の事故によって保険の対象に損害が生じた結果、復旧にあたって発生した次のような費用 ^(注) のうち、弊社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用をお支払いします。 ●損害の原因調査費用 ●仮修理費用 など (注) 居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。	復旧にあたり必要かつ有益な実費 1回の事故につき、1敷地内ごとに、損害が生じた敷地内のご契約金額 ^(注) の30%または5,000万円のいずれか低い額を限度とします。 (注) ご契約金額が保険価額を超える場合は保険価額とします。
(エ) 地震火災費用保険金	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災によって保険の対象の建物、屋外設備・装置または収容動産が一定以上の損害を受けた場合にお支払いします。	ご契約金額 ^(注1) の5% 1回の事故 ^(注2) につき、1敷地内ごとに次の金額を限度とします。 住宅物件、一般物件または倉庫物件の場合: 300万円 工場物件の場合: 2,000万円 (注1) ご契約金額が保険価額を超える場合は保険価額とします。 (注2) 72時間以内に生じた2以上の地震、噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して1回の事故とみなします。
(オ) 損害防止費用保険金	①ア(ア)の事故による損害・利益損失・営業継続費用の発生または拡大の防止のために次の必要または有益な費用を支出した場合、これをお支払いします。 ●消火薬剤などの再取得費用 ●消火活動に緊急に投入された人員・器材の費用 など	損害・利益損失・営業継続費用の発生または拡大の防止に必要なまたは有益な実費 ご契約金額 ^(注) から損害保険金の額を差し引いた残額を限度とします。 (注) ご契約金額が保険価額を超える場合は保険価額とします。 ※ご契約金額が保険価額を下回る場合は、次のとおりお支払いします。 $\text{損害防止費用} = \text{損害防止費用の額} \times \frac{\text{ご契約金額}}{\text{保険価額}}$

※1 ご契約金額を再調達価額によって設定した場合には、「保険価額」を「損害が生じた地および時における保険の対象の再調達価額」と、また「保険の対象の価額」を「保険の対象の再調達価額」と読み替えます。

※2(イ)残存物取片づけ費用保険金、(ウ)修理付帯費用保険金、(エ)地震火災費用保険金については、補償対象外を選択することができます。

※3(イ)残存物取片づけ費用保険金、(ウ)修理付帯費用保険金については、他の保険金((オ)損害防止費用保険金を除きます。)との合計額がご契約金額を超える場合でも、これらの費用保険金をお支払いします。

イ. 利益損失補償

お支払いする保険金	お支払いする場合	お支払いする保険金の額
利益保険金	①ア(ア)～(オ)の事故によって保険の対象が損害を受けた結果または①ア(カ)の事故によって生じた利益損失(喪失利益および収益減少防止費用)に対してお支払いします。 ※ ①ア(イ)～(カ)の事故の場合、これらの事故が発生した日の午前0時から24時間(免責時間)以内に生じた利益損失についてはお支払いの対象になりません。	利益保険金の額は、1回の事故につき、(ア)および(イ)の合計額から(ウ)～(オ)の合計額を差し引いた額とします。(注1)(注2)(注3)(注4) (ア)収益減少額×約定補償割合(注5) (イ)収益減少防止費用 × $\frac{\text{約定補償割合(注5)}}{\text{利益率}}$ (ウ)支出を免れた経常費 × $\frac{\text{約定補償割合(注5)}}{\text{利益率}}$ (エ)保険証券記載の免責金額(自己負担額) (オ)免責時間内の利益損失の額

(注1)ご契約金額が、事故発生直前12か月の営業収益に約定補償割合(注5)を乗じた額の80%より低い場合は、利益保険金が削減される場合があります。

(注2)約定補償期間方式の場合は、約定補償期間およびご契約金額が補償の限度となります。

(注3)支払限度額方式の場合は、12か月間および支払限度額が補償の限度となります。

(注4)(イ)については、次の額を限度とします。

収益減少防止費用の支出によって減少することを免れた営業収益 × 約定補償割合(注5)

(注5)約定補償割合が実際の利益率より大きい場合は、「約定補償割合」を「利益率」と読み替えます。

ウ. 営業継続費用補償

お支払いする保険金	お支払いする場合	お支払いする保険金の額
営業継続費用保険金	①ア(ア)～(オ)の事故によって保険の対象が損害を受けた結果または①ア(カ)の事由によって生じた営業継続費用(注)に対してお支払いします。 (注)収益減少を防止または軽減し営業を継続するために支出した必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える部分(追加費用)をいいます。	営業継続費用保険金のお支払い額 =復旧期間(注1)内に支出した追加費用 -復旧期間(注1)内に支出を免れた経常費 -保険証券記載の免責金額(自己負担額) (注1)事故が発生した時から損害を受けた保険の対象が復旧された時(注2)までの期間をいいます。ただし、12か月が限度となります。 (注2)事故が①ア(カ)の事由である場合には、電気、ガス、水道、電話などの供給・中継の中断または阻害が終了した時とします。 ※ 支払限度額を限度とします。

④ ご契約金額の設定

契約概要

ご契約金額は、次のとおり設定してください。

補償	ご契約金額の設定方法・基準				
ア. 財物損害補償	ご契約金額は、保険の対象の協定保険価額の合計額とします。 保険の対象ごとの協定保険価額の設定方法・基準は次のとおりです。 [建物、屋外設備・装置、設備・什器(じゅうき)等の場合] <協定保険価額の設定方法> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>建物、屋外設備・装置</td> <td>1つの建物、屋外設備・装置ごとに協定保険価額を設定します。</td> </tr> <tr> <td>設備・什器(じゅうき)等</td> <td>収容される建物ごとに協定保険価額を設定するか、または敷地内単位一括して協定保険価額を設定できます。</td> </tr> </table> <p>また、「小建物等」に該当する場合は、一括で協定保険価額を設定できる場合があります。</p> <p><協定保険価額の設定基準> (ア) 再調達価額による設定 保険の対象が建物、屋外設備・装置、設備・什器(じゅうき)等である場合には、再調達価額によって設定できます。この場合には、保険の対象の評価に関する追加特約(新価基準)をセットします。協定保険価額が再調達価額を下回る場合は、損害の額の全額をお支払いできないことがありますのでご注意ください。 (イ) 時価額による設定 再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額(時価額)によって設定します。 協定保険価額が保険価額(時価額)を下回る場合は、損害の額の全額をお支払いできないことがありますのでご注意ください。</p>	建物、屋外設備・装置	1つの建物、屋外設備・装置ごとに協定保険価額を設定します。	設備・什器(じゅうき)等	収容される建物ごとに協定保険価額を設定するか、または敷地内単位一括して協定保険価額を設定できます。
建物、屋外設備・装置	1つの建物、屋外設備・装置ごとに協定保険価額を設定します。				
設備・什器(じゅうき)等	収容される建物ごとに協定保険価額を設定するか、または敷地内単位一括して協定保険価額を設定できます。				

補償	ご契約金額の設定方法・基準
	<p>[商品・製品等の場合] <協定保険価額の設定方法> 収容される建物ごとに協定保険価額を設定するか、または、敷地内単位に一括して協定保険価額を設定できます。</p> <p><協定保険価額の設定基準> 再仕入価額^(注)によって設定します。 (注)死蔵品については市場価額を考慮した減額を行います。</p> <p>[小建物等の場合] 延床面積 300㎡未満の建物、1基または一団の価額が 2,000 万円未満の屋外設備・装置、またはこれらに収容される設備・什器(じゅうき)等については、敷地内単位に一括して協定保険価額を設定できる場合があります。</p>
イ. 利益損失補償	年間営業収益×約定補償割合を基準に設定 ※ 約定補償割合は、損益計算書から算出された利益率を限度にお客さまに任意で決定いただけますが、利益率を基準に設定いただくことをおすすめします。
ウ. 営業継続費用補償	事故発生後の復旧期間中に通常の営業または生産活動を継続するために特別に必要なとする費用を基準に設定

※1 ご契約の時にご契約金額が保険価額を超過していた場合でも、超過部分の取り消しおよび超過部分の保険料の返還はできませんので、ご注意ください。

※2 お客さまが実際に契約するご契約金額については、保険申込書の「保険金額(ご契約金額)」欄でご確認ください。

⑤ セットできる主な特約

契約概要

ご要望に応じてセットできるオプション特約があります。

特約の詳細および記載のない特約については、「保険の約款」をご確認ください。

ア. 費用に対する補償					
事故時諸費用補償特約 (10%型/30%型)	①ア(ア)～(オ)の事故 ^(注) によって損害保険金が支払われる場合、保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用をお支払いします。 (注)業務用通貨・預貯金証書の盗難、美術品等の盗難、地震および噴火による火災、損壊、津波などを除きます。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>事故時諸費用補償特約 (10%型)</td> <td>損害保険金の 10%をお支払いします。 ※1回の事故につき、1敷地内ごとに 100 万円を限度とします。</td> </tr> <tr> <td>事故時諸費用補償特約 (30%型)</td> <td>損害保険金の 30%をお支払いします。 ※1回の事故につき、1敷地内ごとに 500 万円を限度とします。</td> </tr> </table>	事故時諸費用補償特約 (10%型)	損害保険金の 10%をお支払いします。 ※1回の事故につき、1敷地内ごとに 100 万円を限度とします。	事故時諸費用補償特約 (30%型)	損害保険金の 30%をお支払いします。 ※1回の事故につき、1敷地内ごとに 500 万円を限度とします。
事故時諸費用補償特約 (10%型)	損害保険金の 10%をお支払いします。 ※1回の事故につき、1敷地内ごとに 100 万円を限度とします。				
事故時諸費用補償特約 (30%型)	損害保険金の 30%をお支払いします。 ※1回の事故につき、1敷地内ごとに 500 万円を限度とします。				
イ. 自然災害に対する補償					
地震・噴火危険補償特約 (財物損害用)	事業用の財物を対象とし、地震または噴火による火災、損壊、埋没など、破裂、爆発、津波、洪水その他の水災によって保険の対象に生じた損害を補償します。 ※1 ご契約のお引受けに際しては、弊社所定の条件があります。 ※2 居住部分のある建物には、この特約をセットできません。				
ウ. 損害賠償責任を負った場合の補償					
借家人賠償責任・修理費用補償特約	保険証券記載の借用建物または借戸室が、次の事故により滅失・損傷・汚損した場合、被保険者が貸主(転貸人を含みます。)に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 <ul style="list-style-type: none"> ●火災、破裂・爆発 ●給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水(いっすい)による水濡れ また、次の事故により保険証券記載の借用建物または借戸室に損害が生じた場合、貸主(転貸人を含みます。)との契約に基づきまたは緊急的に被保険者の費用で修理したときは、その借用建物または借戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用を補償します。1事故につき 300 万円が支払限度となります。 <ul style="list-style-type: none"> ●火災、落雷、破裂・爆発 ●外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触、倒壊など ●給排水設備に生じた事故などに伴う漏水、放水または溢水(いっすい)による水濡れ ●騒擾(そうじょう)・集団行動、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為 ●風災、雹災(ひょうさい)、雪災 ●盗難 				
エ. 保険金のお支払いに関する特約					
保険の対象の評価に関する追加特約(新価基準)	保険の対象を再調達価額によって評価し、その評価額をご契約金額として設定します。 保険の対象に損害が発生した場合は、この金額を限度として、再調達価額に基づき算定した損害の額 ^(注) を補償します。 (注)損害が生じた保険の対象を修理することができる場合には、次の算式によって算出した額を損害の額とします(その保険の対象の再調達価額を限度とします。)。				

	$\text{損害の額} = \text{修理費} - \begin{matrix} \text{修理によって保険の対象} \\ \text{の再調達価額が増加した} \\ \text{場合は、その増加額} \end{matrix} - \begin{matrix} \text{修理に伴って生じ} \\ \text{た残存物がある場} \\ \text{合は、その価額} \end{matrix}$
	※ 建物、屋外設備・装置、設備・什器(じゅうき)等を対象とします。
オ. 業務用通貨・預貯金証書に関する補償	
業務用通貨・預貯金証書 盗難危険支払限度額増額 特約	設備・什器(じゅうき)等を保険の対象とする場合に補償される、業務用通貨・預貯金証書 ^(注) の盗難についての限度額を、1回の事故につき、1敷地内ごとに、業務用通貨については100万円、業務用預貯金証書については1,000万円または設備・什器(じゅうき)等のご契約金額のいずれか低い額まで増額して補償します。 (注) 保険証券記載の建物内収容の業務用通貨・預貯金証書をいいます。

⑥ 保険期間および補償の開始・終了時期

保険期間	原則として1年となります。ただし下記に該当しない場合、長期契約(保険期間が1年を超えるご契約をいいます。2~5年までの整数年を選択できます。)とすることができます。 ●商品・製品等に関する特約(通知・精算方式)をセットする場合 ●利益損失または営業継続費用を補償する場合 ●地震・噴火危険補償特約(財物損害用)をセットする場合
補償の開始	保険期間の開始日の午後4時(保険申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻)
補償の終了	保険期間の終了日の午後4時

お客さまが実際に契約する保険期間については、保険申込書の「保険期間」欄でご確認ください。

(3) 保険料決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

企業財産包括保険の保険料は、ご契約金額、免責金額(自己負担額)、支払限度額、保険期間、建物^(注)の所在地・構造・職作業などによって決まります。詳しくは、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。また、お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書の「保険料」欄でご確認ください。

(注) 保険の対象を収容する建物を含みます。

② 保険料の払込方法

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込みいただく一時払と、複数の回数に分けて払い込みいただく分割払があります。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料を複数の回数に分けて払い込みいただく分割払で契約をされた場合、第2回以降の分割保険料は、毎月の払込期日^(注)までに払い込みください。払込期日後1か月を経過した後も分割保険料の払込みがない場合には、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただく場合がありますので、ご注意ください。

なお、保険料の払込猶予期間は保険種類や保険料の払込方法によって異なりますのでご注意ください。

(注) 口座振替の場合、金融機関所定の振替日が保険料払込期日となります。

(4) 満期返戻金・契約者配当金

企業財産包括保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 保険申込書のご確認

お客さまのご意向に基づき、弊社において別紙「保険申込書」のとおり、補償内容を記載していますので、ご意向に沿った内容であるかご確認のうえ、ご契約ください。また、「保険申込書」の記載内容に誤りがないかについてもご確認ください。

(2) 告知義務

注意喚起情報

ご契約者・被保険者には告知義務があり、取扱代理店・扱者には告知受領権があります。

告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、弊社が告知を求めるものであり、この保険契約においては「保険申込書^(注)」の記載事項が告知事項となります。この内容が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、「保険申込書^(注)」の記載内容を必ずご確認ください。

(注)付属する明細書を含みます。

主な告知事項

- 保険の対象の所在地
- 建物の構造・用途(用法) (住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫、作業所 など)
- 建物内で行われる職作業の種類
- 次の他の保険契約(共済契約を含む)の有無およびその内容
 - ・ 保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または建物以外のものについて同一の損害または費用を補償する他の保険契約
 - ・ 利益損失または営業継続費用の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約 など

(3) クーリングオフ

注意喚起情報

企業財産包括保険は「営業または事業のためのご契約」に該当するため、ご契約のお申込み後に、お申込みの撤回およびご契約の解除(クーリングオフ)を行うことができませんので、ご注意ください。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等

注意喚起情報

- ① ご契約後、次の事実が発生する場合は、事前に取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。ご通知がない場合、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。また、発生した事実の内容によってはご契約を解除することがあります。

主な通知事項

- 建物の構造または用途(用法)を変更すること。(空家になる場合を含みます。)
- 保険の対象を他の場所に移転すること。
- 建物を改築、増築または引き続き15日以上にわたって修繕すること。
- 保険の対象である機械設備を仮修理もしくはその他の応急措置により運転または使用すること。
- 申込書の記載事項として告知いただく事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること。

※ 上記事実の発生により保険料率を変更する必要がある場合は、上記事実が発生した時以降の期間に対応する保険料を請求または返還します。

- ② ご契約後、次の事実が発生する場合には、契約内容の変更などが必要となります。遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。

ご注意いただく事項

- ご契約者の住所または通知先を変更したこと。^(注1)
- 建物などを売却・譲渡などにより名義変更すること。^(注2) など

(注1)住所など連絡先の変更を伴う場合は、弊社から重要なお知らせがある場合にご連絡できないことがありますので、遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社にご連絡ください。

(注2)保険の対象が譲渡されると、弊社の承認を受けている場合を除き、ご契約いただいている保険契約は失効します。

- ③ ご契約の後に保険の対象の価額が著しく減少した場合は、その旨のご通知に基づき、将来にわたって、ご契約金額の減額を請求することができます。この場合、その減額した部分に対応する保険料を返還します。

(2) 解約時の返還保険料

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店・扱者または弊社に速やかにお申し出ください。

- ① ご契約の解約に際しては、ご契約内容および解約の条件によって、解約日から保険期間の終了日までの期間に応じて、保険料を返還します。

- ② 保険期間の開始日から解約日までの期間に応じて払い込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。
- なお、解約時の返還保険料の計算方法につきましては、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

(3) 保険証券の保管

保険証券は、保険契約の内容を記載している重要な書類です。保険証券の表示内容および「保険の約款」をご確認のうえ、大切に保管してください。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には、保険金や返還保険料は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

(3) 個人情報の取扱い

注意喚起情報

弊社は、この契約に関する個人情報を次の目的のために利用します。

- ① 保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
- ② 日本におけるグループ会社・提携会社等が取り扱うサービスや各種商品のご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 弊社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
- ④ お客さまのお取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- ⑤ その他上記に付随する業務

また、次の場合に本契約の個人情報を外部へ提供することがあります。

- ① 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（弊社代理店を含みます。）へ委託する場合
- ② 再保険（再々保険以降の出再を含みます。）の手続きをする場合（外国にある事業者との手続きを含みます。）
- ③ ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ④ その他法令に根拠がある場合

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、各種法令に従い、業務の適切な運営の確保およびその他必要と認められる範囲に限定します。また、個人番号（マイナンバー）を含む特定個人情報の利用目的は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）に定められている範囲に限定します。

上記に関わる個人情報の取扱い（プライバシーポリシー）の詳細は、弊社ホームページをご覧ください。

（URL：<https://www.aig.co.jp/sonpo/company/direction/privacy-policy>）

(4) 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① ご契約者または被保険者が、弊社に保険金を支払わせることを目的として損害・損失等を生じさせ、または生じさせようとした場合
- ② 被保険者が保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③ ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められる場合 など

(5) 事故が起こった場合

事故発生のご連絡をいただいてから、保険金のお受け取りまでの一般的な流れは、次のとおりです。お客さまのご契約内容、事故の状況などにより手続きが異なることもありますので、ご遠慮なく取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

① 保険金のお支払いの流れ

事故発生のご連絡から、保険金のお受取りまでの一般的な流れは次のとおりです。

Step1: 事故発生のご連絡	お客さま
□ 火災・盗難などの事故状況や被害の程度などについて、取扱代理店・扱者または弊社までご連絡をお願いします。	
Step2: 事故対応のお打ち合わせ	弊社
□ 必要に応じて、事故対応のアドバイスや罹災現場の確認をします。	
Step3: 必要書類のご案内など	弊社
□ お客さまのご契約内容を確認し、補償の内容をご案内します。 □ 保険金請求に必要な書類についてご案内します。	
Step4: 必要書類のご手配・ご提出	お客さま
□ 保険金請求書などへのご記入、見積書・損害写真などのご手配をいただき、ご提出をお願いします。	
Step5: ご請求内容の確認	弊社
□ 保険金をお支払いするために必要な確認をします。 □ お支払いする保険金の額を算出し、保険金をお支払いします。	
Step6: 保険金のお受取り	お客さま
□ お支払金額、お支払先などをお客さまに書面でご案内しますので、ご確認をお願いします。	

※ 事故の発生時のご注意

損害賠償責任を補償する特約に関する事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を被害者に対して承認しようとするときは、必ず事前に弊社へご連絡いただき、承認を得てください。その際に、弊社は、被害者との示談、調停などの法律行為を行うことができませんが、被害者からの損害賠償請求に対して、その解決にあたるための助言、協力を行うことができます。弊社の承認のないまま被害者に対して損害賠償金額の全部または一部を承認された場合は、保険金をお支払いできない場合があります。

② 保険金のご請求に必要な主な書類

保険金のご請求にあたっては、事故や損害に応じて、次の書類をご提出いただきます。なお、書類につきましては、事故の担当者からご案内を差し上げます。

保険金の請求に必要な書類			
ア	保険金を請求する書類	保険金請求書	
イ	損害の程度を立証する書類	損害見積書など	
ウ	事故の発生を確認できる書類	保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類など	
エ	事故の原因を確認する書類	事故発生原因についての説明書または調査報告書など	
オ	事故発生の状況を確認する書類	事故発生状況についての説明書または調査報告書など	
カ	損害発生の有無を確認する書類	罹災証明書／交通事故証明書などの公的証明書またはこれに代わるべき第三者の証明など	
キ	被保険者に該当する事実を確認する書類	戸籍謄本／除籍謄本／法定相続権者からの委任状、代理請求に係る資格確認書類／登記簿謄本／固定資産台帳／領収証など保険の対象の所有権を証明する資料など	
ク	損害の額 (時価額を含みます。) を確認する書類	損害保険金	損傷箇所の写真、修理見積書など、固定資産台帳、保険の対象を取得した時の領収証など
ケ		残存物取片づけ費用保険金	解体、廃材処分費用などの明細書、領収証など
コ		修理付帯費用保険金、営業継続費用保険金	仮修理見積書、代替物借用書など
サ		利益保険金	保険の対象の修理見積書、明細書および工程表・売上日報および月報・確定申告書・決算書(貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書など)、所得証明書など
シ		損害防止費用保険金	消火薬剤交換費用の請求書など
ス		損害賠償責任保険金 (補償する特約がある場合)	示談書および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類など。損害賠償金の根拠となる資料、その他損害賠償を履行したことを示す書類(領収証など)など
セ	事故と損害の関係を 確認する書類	利益保険金	保険の対象の修理見積書、明細書および工程表などと売上日報および月報など

保険金の請求に必要となる書類		
ソ	他の保険契約等の有無および内容を証明する書類	他の保険契約等の申込書または証券の写しなど
タ	損害について被保険者が有する損害賠償請求権の有無の事実を立証する書類	事故の相手方(事故発生の原因者を含みます。)との約束を記した示談書や念書など
チ	その他の債権および既に取得したものの有無および内容の事実を立証する書類	売買契約書など
ツ	弊社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項を立証する書類	保険金支払額承諾書など

※ 事故の内容または損害の額などに応じて、ご契約者または被保険者に対して、これら以外の書類もしくは証拠の提出または弊社が行う調査へのご協力をお願いすることがありますので、ご了承ください。

(6) 保険金のお支払い

① 保険金のお支払い時期

弊社は、保険金請求に必要となる書類をご提出いただき、ご請求の手続きが完了した日(以下「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に、保険金を支払うための必要事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、この期間内に必要な照会・調査が終了しないなど、次のアからオに該当する場合には、被保険者にご連絡のうえ、請求完了日からその日を含めてアからオに記載の日数を経過する日までに保険金をお支払いすることがあります。

照会・調査内容		日数
ア	事故の原因、事故発生の状況等を確認するために、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合	180日
イ	損害の程度、事故の原因、損害の発生と事故との関係等を確認するために、専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合	90日
ウ	災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域において、事故発生の状況、損害の額等の確認のために必要な調査を行う場合	60日
エ	事故発生の状況、損害の額等の確認、弊社が支払うべき保険金の額を確定するための確認を日本国内において行うための代替的な手段がなく、日本国外において必要な調査を行う場合	180日
オ	損害を受けた保険の対象や損害を生じさせた理由や事象が特殊な場合、または同じ敷地内に所在する多数の保険の対象が同じ事故によって損害を受けた場合において、事故の原因、損害の程度等を確認するために、専門機関による鑑定等の結果を得る必要があるとき。	180日

※1 保険金支払に必要な調査などに際し、正当な理由がなくご協力いただけない場合は、これらの期日までに保険金をお支払いできないことがあります。

※2 上記アからオの特別な照会や調査を開始した後に、アからオに記載の期間に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、弊社は、同期間内に被保険者との合意に基づきその期間を延長することができます。

② 他に同様の補償をする保険契約がある場合のお支払い方法

他の保険契約^(注)がある場合でも、弊社は独立して保険金をお支払いします。ただし、他の保険契約^(注)により保険金または共済金が支払われる場合は、その金額を損害の額から差し引いて保険金をお支払いします(万一、他の保険契約^(注)および弊社から重複して同一の補償を受けた場合は、弊社が支払った保険金を返還していただくことがあります。)

詳細は、「保険の約款」をご確認いただくか、取扱代理店・扱者または弊社にご確認ください。

(注) 次の保険契約(共済契約を含みます。)をいいます。

ア. 保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または建物以外のものについて同一の損害または費用を補償する他の保険契約

イ. 利益損失または営業継続費用の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約

③ 請求権代位

保険金をお支払いするその原因が第三者にあり、被保険者が損害賠償請求権その他債権を取得した場合、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は弊社に移転します。ただし、移転するのは次の額を限度とします。

ア. 弊社が損害・損失等の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

イ. ア以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害・損失等の額を差し引いた額

イの場合において、弊社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、弊社に移転した債権よりも優先して弁済されます。

④ 保険金請求権の時効

保険金をご請求いただける期間は、「保険の約款」に定める保険金請求権が発生した時の翌日から3年間です。この期間を超えた場合は、保険金をお支払いできなくなります。

なお、ご契約の継続にあたっては、保険金の請求に漏れがないかご確認ください。

⑤ 被害者(事故の相手方)の先取特権

損害賠償責任を補償する特約においては、被害者(事故の相手方)には先取特権(被保険者に他の債権者がいる場合であっても、被害者が保険金から優先的に賠償金の支払いを受けられる権利)があります。

(7) 保険金支払後の保険契約

企業財産包括保険は、損害保険金のお支払い額が1回の事故でご契約金額(ご契約金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)の80%を超えた場合、その損害発生時に終了します。なお、80%を超えないかぎり、保険金のお支払いが何回あっても、ご契約金額は減額されずにご契約は保険期間の終了日まで有効です。

その他の補償および特約につきましては、「保険の約款」をご確認ください。

※ 詳細は、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

(8) 共同保険契約

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の業務・事務の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々のご契約金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

1. 保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご不満・ご意見

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。

●商品・ご契約内容に関するお問い合わせは

0120-016-693(通話料無料)

受付時間: 平日・土・日・祝日 午前9時～午後5時

(年末年始を除きます。)

●弊社への苦情・ご不満を承る窓口は

お客さまの声室

0120-246-145(通話料無料)

受付時間: 午前9時～午後5時

(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

2. 事故のご報告

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。(事故以外のお問い合わせは上記 1.へご連絡ください。)

事故のご報告・保険金のご請求に関するお問い合わせは

0120-01-9016(通話料無料)

受付時間: 24 時間 365 日

3. 弊社の契約する指定紛争解決機関

注意喚起情報

弊社との間で問題を解決できない場合には、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた下記のいずれかの指定紛争解決機関に解決の申立てを行うことができます。なお、同一事案におきまして、双方の指定紛争解決機関に申立てを行うことはできません。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022808 (ナビダイヤル 全国共通・通話料有料)

受付時間: 平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日および12月30日～1月4日を除きます。)

※電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

一般社団法人保険オンブズマン

03-5425-7963(通話料有料)

受付時間: 平日 午前9時～12時、午後1時～5時

(土・日・祝日・年末年始等を除きます。)

詳しくは、一般社団法人保険オンブズマンのホームページをご覧ください。

<https://www.hoken-ombs.or.jp/>

※電話リレーサービス、IP 電話からは、同協会ホームページの「sonpo ADR センターの連絡先・所在地」に記載の直通番号へおかけください。

一般社団法人日本損害保険協会のお客様対応窓口で、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。また、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。詳しくは、同協会のホームページをご参照ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

※IP 電話をご利用の場合、IP 電話の規程により通話料無料の電話番号がご利用になれない場合があります。

(B-230669)S051249